

ニセコ町応援福袋販売促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により多くの国民が外出自粛の中、ニセコ町内の事業者がニセコ町産特産物の詰め合わせ商品を新たに作り、ニセコ町に来訪できない人たちなどに向け通信販売するニセコ町応援福袋販売促進事業を実施し、低迷しているニセコ町特産品の販売促進を図り、地域経済の再生を図ることを目的とする。

(支援内容)

第2条 公募により選考された事業者に対し、本事業により作られた商品代の2割に相当する額及び送料を予算の範囲内で支援する。

(参加事業者の公募)

第3条 参加事業者は、公募により行わなければならない。

- 2 募集する事業者は、10社以内とする。
- 3 参加しようとする事業者は、町長が別に定める企画提案書を事前に提出し、審査を受けるものとする。
- 4 参加しようとする事業者は、前項の企画提案書に加え、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 営業許可を証する書類
 - (2) 提案する特産品の詰め合わせの内容がわかるもの
 - (3) 共同して取り組む事業者の同意書
 - (4) その他町長が必要とする書類
- 5 その他応募要領については、町長が別に定める。

(参加事業者の選考及び選考基準)

第4条 参加事業者の選考は、企画提案書の内容を審査の上、参加事業者（以下「補助事業者」という。）を決定する。

- 2 選考する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 福袋の中身がすべてニセコ町産の商品（農産物も含む。）であること。ただし、原材料がニセコ町と証明できるものがあれば、他の市町村で製造された商品であっても扱うことができる。
 - (2) 本事業で通信販売を行う商品は、補助事業者以外の事業者（以下、「他事業者」という。）の商品が1社以上含まれていなければならない。なお、他事業者も補助事業者になる必要はないが、他事業者の商品も前号で規定された商品でなければならない。
 - (3) 福袋の商品の販売価格が概ね5,000円以上となること
 - (4) 販売に際し、広く商品をPRし、購買が促進できる工夫が施されていること
 - (5) 参加事業者以外の商品への配慮（PRの公平性）が見られること
 - (6) その他販売及びニセコ町のPRにつながる工夫が施されていること
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員ではなく、かつ、構成員と関わりがないこと
 - (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者ではなく、かつ、その者と関わりがないこと

(禁止事項)

第5条 本事業では、次の各号に該当する商品の販売は禁止する。

- (1) 本事業に参加する前に販売されていた通信販売の商品を提案すること
- (2) 第2条で定めた率を割り引いて販売する商品を作ること
- (3) その他企画提案がなく、承認されていない商品を販売すること

(補助事業者の決定)

第6条 町長は、第3条の規定により決定された補助事業者に、ニセコ町応援福袋販売促進事業者決定通知書(様式第1号)を送付するものとする。

(補助事業者への支援)

第7条 町長は、補助事業者に対して、町が作成したロゴの使用許可を与えるとともに、補助事業者が作った商品を町の広報媒体等でPRを積極的に実施する。

2 町長は、株式会社ニセコリゾート観光協会及びニセコ町商工会等と連携し、PRを実施する。

(補助事業者の取消し)

第8条 町長は、補助事業者が第5条に規定した禁止事項に違反した場合は、当然に補助事業者としての決定を取消することができる。不正行為が行われた場合も、また同様とする。

2 前項で取消しされた補助事業者は、補助金の全部を受けることができないものとする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助事業者に対して、予算の範囲内において、あらかじめ提案状況に応じて予算配分し、補助金を交付するものとする。ただし、補助金を交付した事業者が事業の執行において、交付決定した補助金を上回って発生した費用は、補助金の交付対象外とする。

(交付額の算定方法)

第10条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第11条 補助金の交付申請及び交付の決定は、ニセコ町補助規則(昭和52年ニセコ町規則第3号。以下「補助規則」という。)の定めによるものとする。

(事業変更及び変更申請)

第12条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合は、あらかじめ町長と調整し、事前に承認を得なければならない。

2 前項の調整に基づいて変更交付申請及び変更の決定を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定の通知)

第13条 第11条及び前条で決定した場合には、交付(変更)決定通知を行うものとする。

(概算払い)

第14条 町長は、必要があると認める場合においては、補助金の概算払いをすることができる。

(実績報告)

第15条 補助規則に基づき提出する実績報告には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 福袋販売状況報告書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(事業執行管理)

第16条 補助事業者は、本事業の執行を適切に運営管理するものとし、町長から事業執行状況について求めがあるときは、速やかに対応するものとする。

(調査)

第17条 町長は、必要があると認めるときは補助事業者に対し、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(個人情報保護)

第18条 補助事業者は本事業で知り得た個人情報を、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。本事業が完了した後も、また同様とする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年5月18日から施行する。
- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

項目	内容
商品付加費	商品代の2割に相当する額
送料	商品を注文者へ発送するための送料
事務費	チラシ作成、新聞折込料等
その他	その他町長が必要と認める経費

様式第1号（第6条関係）

ニセコ町応援福袋販売促進事業者決定通知書

年 月 日

事業者名（代表者） 様

ニセコ町長



ニセコ町応援福袋販売促進事業における企画提案書について審査した結果、本事業の取扱事業者として決定したので通知します。